

年金額分布にみられる公的年金制度の発展の足跡

稲垣誠一（一橋大学経済研究所）

（要旨）

わが国の公的年金制度は、1961年の国民年金制度の創設によって皆年金制度が実現され、その後の幾度にもわたる制度改正、とりわけ1985年改正による再編を経て、今日では高齢者の生活の主柱の役割を担う制度に発展してきた。公的年金制度は数十年という長期にわたる制度であり、その改正の効果は十年、二十年後に初めて現れるものも少なくなく、現在の受給者の年金額の分布などにも、それらの改正の痕跡が残されている。本稿では、年金額分布を世代ごとに分析することによって、公的年金制度の発展の足跡を定量的に計測した。その結果、①無年金・低年金の問題が急速に改善していること、②社会保険の性格上、現役時代の所得格差が年金額にも反映されるが、所得再分配効果によって相当程度緩和されていること、③公的年金制度の充実によって高齢者が経済的に自立できるようになったことが子供との同居率を低下させていること、などが明らかとなった。ただし、無年金・低年金者の比率は相当程度低下してきたが、今日では下げ止まりの感もあり、今後の年金改正論議の中で重要な論点になると考えられる。

1. はじめに

わが国は、高齢化の進展が著しい。国民年金が創設され国民皆年金が実現した1961年の前年に行われた国勢調査によると、日本の総人口9430万人に対して65歳以上の高齢者は540万人（5.7%）に過ぎなかったが、1980年にはこの高齢者が1065万人（9.1%）とほぼ倍増し、2005年には2567万人（20.1%）と2割を超え、世界で最も高齢化が進んだ国となっている。

さらに、国立社会保障・人口問題研究所の将来推計¹によれば、近い将来、世界に類を見ない超高齢社会の到来が予測されている。65歳以上の高齢者数は、2030年には3667万人（31.8%）に増加し、そのうち、一人暮らしの高齢者は2005年の387万人から717万人に増加し、老人ホームなどの施設入所者も2005年の138万人から371万人に増加すると見込まれている。2030年には、一人暮らしまたは施設に暮らす高齢者が1088万人と、実

¹ 日本の将来推計人口（2006年12月推計）及び日本の世帯数の将来推計（2008年3月推計）による。

に1千万人を超える水準に到達するものと予測されているのである。

一方、これらの高齢者の生活の支柱となる公的年金制度については、1960年代から70年代にかけて大きく発展し、2008年3月末における加入者総数は7003万人、老齢基礎年金等の受給権者数は2601万人、年間の年金給付額は47.3兆円（2006年度）に上り、国民の老後生活の大きな支えとなっている。しかしながら、国民年金の未納・未加入問題や年金記録問題、将来の超高齢社会における制度の持続性など、公的年金制度に対する国民の不安感は根強いものがあり、無年金・低年金者に対する年金給付の見直しも大きな政策課題となっている。

それでは、無年金・低年金の高齢者の状況は、これまでの公的年金制度の発展の中でどのように改善してきたのであろうか。1985年改正によって全国民共通の基礎年金制度が導入されるまでは、被用者年金の加入者に扶養されている配偶者は任意加入であったため、それ以前の高齢者には年金を受給していない者も多い。実際、国民生活基礎調査によると、1980年では65歳以上の高齢者のうち年金を受給していない者が8.8%（男6.8%、女10.2%）であったが、2007年では4.6%（男4.7%、女4.8%）まで低下し、男女差もほとんど解消されてきている。また、国民年金受給権者の平均年金月額³をみると、1980年では22,399円であったものが、2007年では48,057円と2倍以上に上昇しており、この間の賃金・物価上昇⁴を考慮しても年金額の大幅な底上げが図られてきていることがわかる。

このように、30年近く前の高齢者の公的年金は、現在と比べるとかなり心もとないものであったが、彼らはどのように生計を立てていたのであろうか。公的年金の少ない高齢者は、子供夫婦と同居することによってその生計を維持していたものと思われる。実際、子供夫婦と同居している高齢者は、1980年には52.5%に上っていたが、2007年では19.6%にまで低下している。これに対して、夫婦のみで生活する高齢者は19.6%から36.7%に、一人暮らしの高齢者も8.5%から15.7%に、いずれも大幅にその比率が上昇している。これは、国民意識の変化もその要因として考えられるが、公的年金の充実によって高齢者だけで生計が維持できるようになったことが大きいと考えられる。生計の維持ができなければ、子供とは別居するという国民意識の変化も生まれる余地が少なかったと考えられるからである。

公的年金制度は、数十年という長期にわたる制度であり、その改正の効果は十年、二十年後に初めて現れるものも少なくない。1985年改正では、国民年金を全国民に適用拡大し、全国民共通の基礎年金とその上乗せである報酬比例の厚生年金・共済年金を支給する制度

² 社会保険庁「公的年金加入状況等調査」によると、2004年における無年金者の比率は2.5%である。無年金者の比率は調査方法等により異なるが、ここでは、長期時系列データが得られる「国民生活基礎調査」（1986年前は「厚生行政基礎調査」）の調査結果を用いた。

³ 1980年は拠出制国民年金の受給権者の平均年金月額、2007年は基礎年金のみの者の平均年金月額である。

⁴ 2005年を100とした1980年の消費者物価指数（総務省統計局）は76.9であり、この間の物価上昇率は30.0%である。

とし、わが国の年金制度を二階建ての体系・仕組みへ再編が行われた。この改正によって、女性の年金権が確立される一方、給付と負担の適正化による過剰給付や重複給付の抑制など、年金額の格差の是正が徐々に図られることが期待された。この効果は、21世紀に入って各種の統計データに明確に現れてきている。本稿では、2001年、2004年及び2007年の国民生活基礎調査（所得票）の個票の再集計結果⁵を活用することによって、この1985年改正を中心としたこれまでの年金制度の発展が、高齢者の所得にどのような効果をもたらしてきたかについて詳細な分析を行い、考察を加えることとする。また、あわせて、高齢者の同居家族にどのような影響を与えているかについても分析を加える。

2. 1985年年金制度改正とその考え方

現時点の高齢者の年金に大きな影響を与えているのは、基礎年金が導入された1985年改正⁶である。1985年改正が検討されていた1980年頃は、先に述べたように、高齢化率は9.1%に過ぎなかったが、本格的な高齢化社会の到来が予測されており、年金制度の今後のあり方について各方面から様々な意見が出されていた時期である。

まず、1977年12月と1979年10月に、社会保障制度審議会が「皆年金下の新年金体系」と題して、税方式（所得型付加価値税）の基本年金とそれに上乘せされる社会保険方式の年金の二階建て方式とすることが建議された。これは、国民皆年金と言われながら適用漏れの者や短期加入によって少額な年金給付しか受けられない高齢者が多いという当時の状況にかんがみ、無年金や低年金者の存在の問題などを一挙に解決しようとする大胆で魅力的な構想であった。

しかしながら、この基本年金制度創設の構想については、①社会保険方式による現行制度が成熟化の段階に入ってきている中での新たな税方式の年金制度の創設の是非、②年金目的税として大型の所得型付加価値税を創設することについての慎重な意見、③現行制度からの円滑な移行の問題など、実現には様々な疑問や問題があり、その論議はあまり深まることはなかったようである。

これに対して、厚生大臣の私的諮問機関として設置された年金制度基本構想懇談会は、1979年4月に「わが国の年金制度の改革の方向—長期的な均衡と安定を求めて—」と題して、給付と負担の関係が明確な社会保険方式を維持する方向での改革が報告された。この報告は、社会保障制度審議会の建議とは対照的に、改革の実現可能性を重視し、社会保険

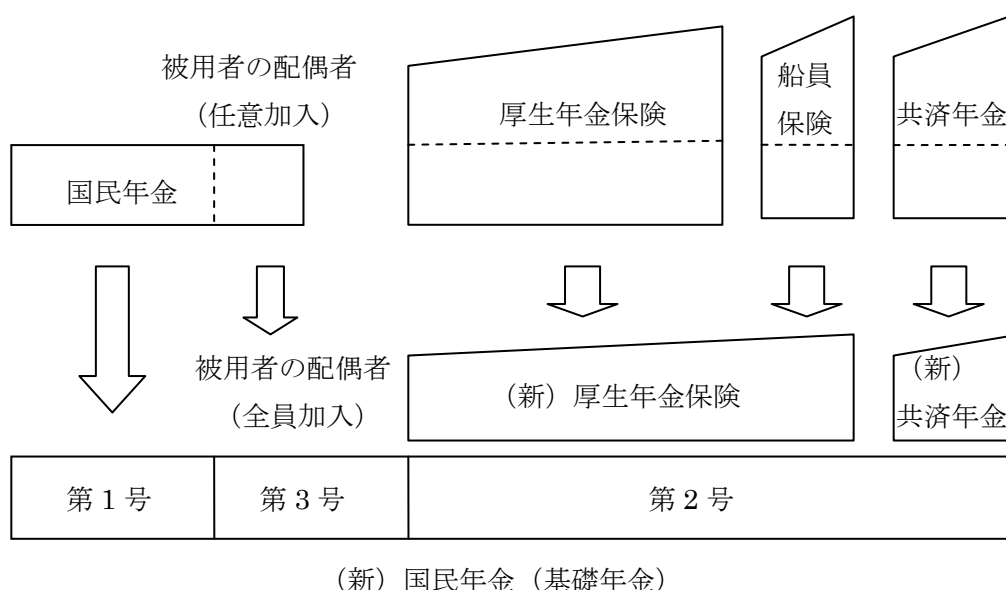
⁵ 平成20年度厚生労働科学研究費補助金（政策科学推進事業）「所得・資産・消費と社会保険料・税との関係に着目した社会保障の給付と負担に関する研究」（国立社会保障・人口問題研究所）において使用が認められた（統発第0219001号）国民生活基礎調査の再集計を引用活用し、もっぱら筆者が行ったものである。

⁶ これまでの公的年金制度の改正経緯については、吉原『わが国の公的年金制度』中央法規（2004）が詳しい。

方式による現行制度の維持を前提に、漸進的、段階的に各制度間の整合化を進め、給付や負担の不均衡の是正を図るというものであった。

最終的には、社会保障制度審議会の建議と年金制度基本構想懇談会の報告の両方の要素を取り入れ、社会保険方式を維持しつつ、各制度共通の一階部分と独自に上乘せる二階部分の二階建ての体系（図 1）に再編するという方向に収斂し、1985 年の大改正につながっていった。この改正の主要なポイントは、①基礎年金の導入、②給付水準と負担の適正化、③女性の年金権の確立、④障害年金の充実の四点に集約される。

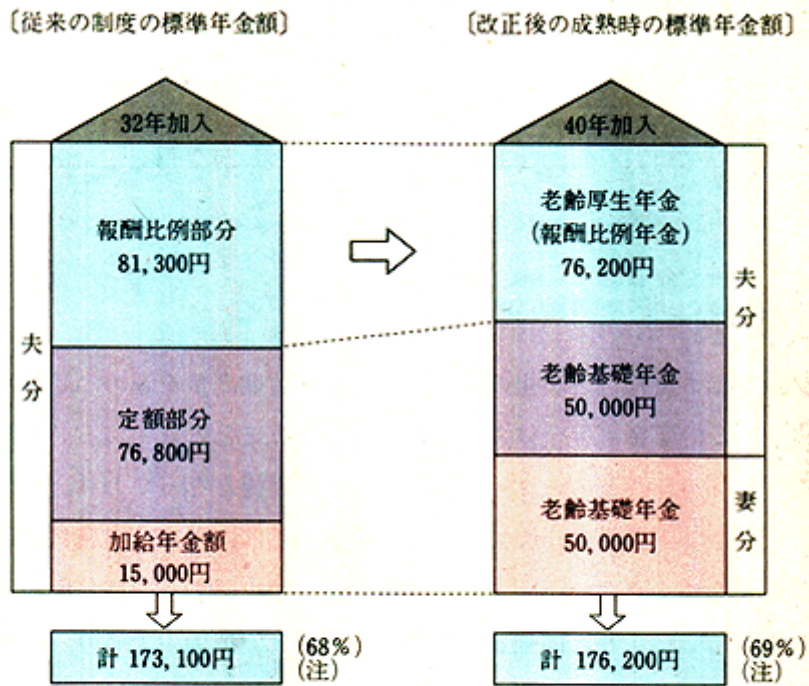
図 1 制度の再編統合



第一に、基礎年金の導入である。公的年金制度は、当時、大きく 3 種 7 制度に分立していたため、制度間格差、過剰給付や重複給付、就業構造や産業構造の変化に伴う財政基盤の不安定化という問題が生じていた。基礎年金の導入により、就業構造や産業構造の変化に影響されない安定的な制度運営が可能となるとともに、制度間格差の是正、重複給付の整理も図られることとなった。

第二に、給付水準と負担の適正化である。厚生年金は、当時 32 年加入を前提に、平均賃金月額（ボーナスを除く）の 68%になるものと見込まれていたが、今後 40 年加入が一般的になると給付水準が 83%にも達し、さらにその妻が国民年金に 40 年間任意加入をしていたとすると、夫婦の年金水準が 109%にも達することと見込まれた。制度の成熟化に伴う平均加入年数の伸長に合わせて、定額部分の単価と報酬比例部分の乗率を 20 年かけて徐々に減していくこととされ、当時の水準が変化しないような措置（図 2）が導入された。

図 2 給付水準の適正化



※ 金額はいずれも昭和59年度価格

(注) %は現役男子の平均標準報酬月額254,000円に対する比率

第三に、女性の年金権の確立である。当時、サラリーマンの無業の妻（専業主婦）については、夫の年金で保障するという形をとりつつ国民年金への任意加入の形で独自の年金権を確保する仕組みであったが、任意加入していない者の場合は、離婚したときなどに十分な年金保障に欠けるといった問題点が指摘されていた。そこで、国民年金の適用を全国民に拡大し、加入者一人一人に自分の名義の基礎年金を支給する仕組みに改められた。言い換えると、基礎年金は、従来の厚生年金の定額部分と加給年金額を、夫と妻のそれぞれの基礎年金に分化・発展させたものということができる。

第四に、障害年金の充実である。幼くして障害を持った者には国民年金の障害福祉年金が支給されることになってはいたが、その障害の発生が制度への加入の前であるか後であるかによって年金額に大きな違いがあった。国民年金に加入する二十歳前の障害者にも障害福祉年金ではなく、障害基礎年金が支給される仕組みとなった。

このような改正が二十数年前に実施されたが、厚生年金の給付水準については 20 年間、基礎年金については 40 年間もの長期にわたる経過措置が設けられていることから、その効果が本格的に現れるようになったのは最近のことである。まずは、女性の年金権の確立による女性の年金水準の改善が図られている。一方、男性の年金水準の低下が起きているが、これは夫婦の年金を分化させたことによるものである。次に、厚生年金の給付水準の適正

化により、世代によって年金水準の差が小さくなってきていることや受給者間の年金額の格差が縮小してきていることがあげられる。

次章では、これらの改正効果について、実証データをもとにした定量的な分析していくこととする。1985年改正以降、5年ごとの財政再計算期に様々な改正が行われているが、65歳以上の高齢者の年金への影響は、厚生年金（報酬比例部分）の給付水準の5%引下げや65歳以上の在職者への緩やかな支給停止の仕組みの導入などがあるが、これらは比較的影響が小さい。なお、2004年改正においてマクロ経済スライドの仕組みが導入されたが、まだ発動されていない。

3. 年金額の分布にみられる制度改正効果

3.1. 平均的な年金額の推移

表1は、2000年以降について、性別・年齢階級別の平均年金受給額の推移をみたものである。この平均年金額は、国民生活基礎調査（所得票）の個票を用いた集計⁷であることから、厚生年金や国民年金など個別の制度の平均年金額ではなく、個人単位に名寄せされた共済年金や恩給等を含む公的年金全体の平均年金額である。また、所得票では、各調査年の前年の年金受給額が調査されていることから、実際に受給した年次を表示するとともに、年齢については、調査時の年齢マイナス1歳とした。なお、この間、消費者物価指数の低下等による年金額の減額改定⁸が行われているが、その変動幅は小さいので特段の補正は行っていない。

表1 平均年金額の推移（万円）

	男			女		
	2000	2003	2006	2000	2003	2006
総数	194.8	188.9	187.3	96.6	96.2	98.9
65-69	198.4	190.1	187.8	97.6	93.1	94.6
70-74	203.3	193.6	186.4	102.3	100.7	98.0
75-79	188.6	196.2	195.1	92.5	97.2	106.4
80-84	180.0	170.1	185.7	94.2	93.3	97.9
85+	166.6	158.4	164.0	86.4	93.9	98.8

（出所）筆者推計

⁷ 調査時点（各年6月1日）において年金受給者であるが、前年の年金受給額がゼロの者については、集計対象から除外した。

⁸ 満額の基礎年金月額は、2000年度67,017円、2003年度66,417円、2006年度66,008円であり、いずれも年額80万円程度となっている。

まず、女性の平均年金額をみると、75歳以上では上昇傾向を、75歳未満では低下傾向を示しており、全体としてはわずかながらの上昇にとどまっている。一方、男性では、75歳以上85歳未満は上昇傾向、75歳未満は低下傾向、85歳以上はほぼ横ばいであり、全体としては低下傾向を示している。男女とも75歳未満で平均額が低下しているのは、厚生年金の給付水準の適正化によって、従前の制度では高額となる年金額が低く抑えられたためと考えられ、必ずしも全体的に年金額が下がっているわけではない。これは、平均値という数値の特性によるものであり、特に分布の形状が左右対称でない場合には、高額の年金受給者の変動の影響がより大きく反映されるため、数字を解釈する場合は注意が必要である。

そこで、平均値の代わりに中央値（小さい順に並べたとき、中央に位置する値）を用いて推移をみたものが表2である。女性では、75歳以上の上昇傾向は同じであるが、75歳未満はおよそ80万円で横ばいである。これは、満額の基礎年金とほぼ同額の年金を受給する者が女性として「平均的（普通の人）」であることを示しているものと考えられる。これを平均年金額と比較すると、20万円ほど中央値の方が低くなっている。このように、中央値が平均値に比べて大きな差がある場合には、先に述べたように、少数の高額の年金受給者が平均年金額を引き上げているわけであり、平均年金額は、普通の人々の年金水準を示す指標としては必ずしも適切ではない。

表2 年金受給額の中央値の推移（万円）

	男			女		
	2000	2003	2006	2000	2003	2006
総数	190	184	190	80	79	80
65-69	200	192	198	81	80	80
70-74	200	190	191	80	80	81
75-79	180	190	197	70	76	83
80-84	150	145	170	63	70	72
85+	130	127	131	53	58	70

（出所）筆者推計

また、2006年では、75歳以上79歳未満の年金額の中央値が最も高くなっている。いわゆる普通の人々の年金額は、ほぼ80万円で一定の状態にあるが、75歳以上では死別による遺族年金の受給者が多くなるため、年金額が高くなる傾向にある。実際、75歳以上79歳未満の女性の受給者のうち、有配偶者の中央値が72万円であることに對して、死別者の中央値は104万円となっており、30万円以上もの差がみられる。なお、80歳以上の女性では有配偶者の年金額が著しく低い（85歳未満46万円、85歳以上44万円）ため、死別者の年金額が高くても（同92万円、78万円）低い水準にとどまっている。これは、80歳以上の女性（基礎年金導入時60歳以上）に對しては、1985年改正における女性の年金権の確立の効

果が及んでいないためと考えられる。

一方、男性の年金額の中央値は、平均値と同様に、75歳以上85歳未満は上昇傾向、75歳未満は低下傾向、85歳以上はほぼ横ばいであるが、全体としてはほぼ横ばいである。男性では、女性と違って、平均値と中央値の間に大きな差は見られないことから、両者の動きに大きな差は見られない。

3.2. 無年金・低年金者の比率の推移

それでは、1985年までの年金改正等によって、無年金・低年金者の比率を減らすことはできたのであろうか。どれくらいの水準を低年金とすべきかについては判断の分かれるところではあるが、ここでは、満額の基礎年金よりもかなり低い水準で、きりの良い50万円を低年金の基準とした。

表3は、年金受給額が50万円未満の者の比率の推移を性別・年齢階級別にみたものである。男女とも若い世代ほど無年金・低年金者の比率が低くなっており、改正の効果が着実に現れている。2000年に85歳以上の女性では、半数近い高齢者が無年金・低年金であったが、最近高齢者の仲間入りをした女性は、この比率が20%を下回る水準まで低下している。一方、男性でも4分の1が無年金・低年金であったが、最近では10%を下回る水準まで低下している。なお、2006年に75歳未満の男性で若干比率が上昇しているが、これは、65歳以上の在職者への緩やかな支給停止の仕組みの導入により、在職者の年金が無年金・低年金に分類されたことなどが影響しているものと考えられる。

表3 年金受給額50万円未満の者の比率の推移

	男			女		
	2000	2003	2006	2000	2003	2006
総数	10.0%	9.3%	9.2%	29.4%	26.8%	23.8%
65-69	8.1%	7.2%	8.1%	21.1%	20.5%	19.1%
70-74	7.6%	8.1%	8.5%	27.4%	22.5%	19.2%
75-79	12.8%	9.6%	8.6%	35.3%	31.4%	22.6%
80-84	12.4%	14.5%	11.8%	35.8%	32.7%	33.9%
85+	25.1%	20.2%	15.8%	45.8%	41.1%	37.3%

(出所) 筆者推計

このように、これまでの公的年金制度の改正により、無年金・低年金者の比率は大幅に低下したが、一方でほぼ下げ止まりの感もみられる。2006年の女性についてみると、65歳以上70歳未満では19.1%、70歳以上75歳未満では19.2%と世代による差がほとんど見られなくなっている。今後どうなるかわからない面も多いが、仮にこのような状況が続くとすると、女性ではおよそ2割、男性でもおよそ8%は、50万円未満の年金しか受給できな

いことになり、これらの者は、公的年金のみで基礎的な支出を賄うことが難しいのではないかと考えられる。

3.3. 年金額のジニ係数の推移

1985年改正では、高額年金の是正などを意図した年金水準の適正化が行われたが、これにより受給者間の年金額の格差は縮小したのであろうか。表4は、年金受給額に関するジニ係数の推移を性別・年齢階級別にみたものである。一般に女性の方が男性よりも年金額の格差が大きく、2006年のジニ係数を受給者全体でみると男性が0.317であることに對して、女性は0.364とかなり高くなっている。また、2000年から2006年までのわずか6年の間に、男女とも、どの年齢階級においても大幅にジニ係数が低下しており、高額年金の是正や無年金・低年金の解消が大幅に進んだことを示している。

表4 年金受給額に関するジニ係数の推移

	男			女		
	2000	2003	2006	2000	2003	2006
総数	0.337	0.326	0.317	0.390	0.373	0.364
65-69	0.314	0.300	0.296	0.350	0.329	0.336
70-74	0.322	0.320	0.303	0.398	0.365	0.341
75-79	0.356	0.331	0.321	0.406	0.402	0.367
80-84	0.382	0.373	0.361	0.415	0.385	0.407
85+	0.423	0.394	0.380	0.415	0.417	0.405

(出所) 筆者推計

わが国の年金制度は社会保険方式であり、加入期間や納付した保険料に応じて年金額が決まるものであることから、基本的には、現役時代の所得格差が年金額の格差に反映される仕組みである。しかしながら、現行の公的年金制度は、厚生年金保険の保険料の上下限や加入期間に比例した給付の基礎年金制度、国民年金の保険料免除制度や第3号被保険者制度、基礎年金給付の2分の1の国庫負担など、相当な水準の所得再分配機能を有している。たとえば、2006年の現役世代の稼働所得のジニ係数を算定（筆者推計）すると、45歳以上50歳未満では、男性では0.368、女性では0.629となっており、年金受給額のジニ係数と比べてかなり大きな値となっている。世代が異なるため、これらのジニ係数の直接的な比較はできないが、現役時代の所得格差は、公的年金制度を通して、老後大幅に緩和されていることが推測される。

3.4. 高齢者の子供との同居率

高齢者の子供との同居率は低下し続けている。これは、子供が両親の老後の面倒をみるという伝統的な社会的規範が弱まってきていることのほか、公的年金制度の充実によって、高齢者が経済的に自立できるようになってきていることがその理由として考えられる。そこで、年金額の多寡によって、子供との同居・別居行動にどの程度の差が生じているかについて考察する。

表 5 は、50 万円未満のいわゆる無年金・低年金の高齢者と 50 万円以上の年金を受給している高齢者の子供との同居率を比較したものである。年齢が高くなるほど、子供との同居率が高くなっていくが、年金額の多寡により、子供との同居率に大きな差がみられる。たとえば、70 歳代前半では、男女とも 10 ポイント以上の差がみられ、70 歳代後半では若干格差が小さくなっているが、80 歳以上では、やはり 10 ポイント近くまたはそれ以上の差が計測される。なお、70 歳未満の男性で同居率が逆転しているのは、65 歳以上の在職者に対する老齢年金の支給停止の仕組みが影響していることが考えられる。

表 5 年金額の多寡別にみた子との同居の比率 (2006 年)

	男		女	
	50万円未満	50万円以上	50万円未満	50万円以上
総数	44.1%	37.7%	54.0%	41.4%
65-69	34.3%	38.6%	43.1%	36.9%
70-74	45.2%	33.5%	47.9%	36.5%
75-79	41.6%	36.6%	45.9%	38.5%
80-84	50.6%	42.2%	61.3%	52.3%
85+	65.4%	50.7%	78.0%	65.2%

(出所) 筆者推計

このように、年金額の多寡により、子供との同居率に大きな違いがみられるのは、高齢者が経済的に自立できるかどうか、子供との同居・別居行動にかなり大きな影響を与えていることがその理由の一つと考えられる。かつての子供が両親の老後の面倒をみるという習慣は、社会的規範であると同時に、高齢者の生活保障的な機能も重要であったと考えられる。高齢者の子供との同居率の低下は、公的年金制度という代替的な機能が整った結果とも考えることができるが、依然として、無年金・低年金の高齢者が少なからず存在していることに留意が必要である。

4. おわりに

高齢者の年金額分布を分析することにより、わが国の公的年金制度の発展の歴史の痕跡をたどってみた。1985 年の大改正を含め、今日では、無年金・低年金者の比率が大幅に低

下するなど、高齢者の生活保障機能として公的年金が大きな役割を果たしていることが、実績データからも明らかになった。このことが、高齢者の子供との同居率の低下をもたらすこととなったが、これは良い意味での別居であり、積極的に評価すべきものであろう。

しかしながら、無年金・低年金者の比率は、ほぼ下げ止まりの感もみられる。最近の年金改正では、国民年金保険料の納付猶予制度や部分免除制度など負担軽減の措置の拡充が行われ、また、受給資格期間の短縮なども検討されている。これらの措置の効果が受給者の統計データとして現れるのは、数十年先のことである。さらに、これらの措置は、無年金の解消には役立つかもしれないが、低年金の解消にはほとんど効果がないことが危惧される。

納付した保険料に応じて給付を行うという社会保険の仕組みを維持する以上、ある程度の無年金・低年金の問題は避けられない。国民年金の納付率が低いために無年金・低年金の問題が生ずることが問題視されているが、これはおかしな議論である。納付率が低いことは、社会保険庁の問題というよりは、納付義務がありながら保険料を納付しない者が相当数に上ることが問題であり、皆年金かどうかという理念の話ではなく、法治国家として由々しき問題⁹である。年金財政への影響の程度の問題は、議論のすり替えであり、保険料を納付しなかった者が給付を受けられないのも当たり前のことである。

先の統計の定義に基づくと、無年金・低年金者の比率は低下していくが、男性では10%弱、女性では20%弱が残るものと想定される。これを当然のことととらえるか、救済すべきことととらえるかは価値観の問題であり、それによって、無年金・低年金の対策も変わってくるであろう。ただし、対策を講ずる場合に注意しなければいけないのは、すでに発生している無年金・低年金の問題をどうするのかということである。現役世代に対しての措置は数十年先にしか効果が現れないからである。

すでに発生している無年金・低年金の解消のためには、過去の保険料拠出とは無関係に年金額の下支えをする必要があるが、これを全受給者に適用することは、公平性の観点からとても合意が得られるものではない。仮に下支えを行うのであれば、一定年齢（たとえば75歳）以上に限定して最低保障年金を適用するという方策¹⁰が公平性の観点から許容できる最低ラインであろう。65歳から74歳までの年金給付の格差が過去の保険料拠出の合計額を上回っているため、損得による不公平感がある程度解消できるからである。

いずれにしても、公的年金制度については、2004年改正で残された課題も多く、記録問題の解決も急務である。いずれも簡単な問題ではなく、これまでの改正経緯や将来の負担や年金財政にも十分に留意した検討が必要である。エビデンスに基づいた国民的な議論が行われることが望まれる。

⁹ 2008年度の国民年金の未納率は37.9%であり、強制加入といえる状況にはない。

¹⁰ この方策は他にも様々なメリットがある。詳細は、稲垣「将来における高齢者の等価所得からみた年金制度のあり方—75歳以上高齢者への最低保障年金の導入について」駒村編『年金を選択する』慶應義塾大学出版会（2009）pp.233-252を参照のこと。